



資 循 第 84 号
平成 24 年 4 月 13 日

社団法人岩手県産業廃棄物協会
会長 門脇 生男 様

岩手県環境生活部長



道路側溝汚泥等の中間処理の委託に係る取扱いについて

本県の廃棄物対策に関する業務の推進につきましては、日頃からご協力賜り感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり平成 24 年 4 月 11 日付けで環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会員への周知について、ご協力をお願いいたします。

担当 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
環境生活部資源循環推進課
廃棄物対策担当 玉田
電話 019-629-5381
FAX 019-629-5369
Email y-tamada@pref.iwate.jp



環廃産発第 120411003 号
平成 24 年 4 月 11 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

道路側溝汚泥等の中間処理の委託に係る取扱いについて（通知）

平素は廃棄物の適正な処理の推進について格段の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）により汚染された道路側溝汚泥等について、最終処分先が確保できないために、やむを得ず長期にわたり保管を継続せざるを得ない事案があり、保管に伴う生活環境への影響をより軽減するために脱水等の中間処理のみを委託することについて、道路管理者である自治体等から要望が寄せられています。

今般、このような事案に対して下記のとおり取り扱うこととしましたので御承知いただくとともに、貴管内市町村及び事業者等に対する周知について、よろしく取り計らい願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 産業廃棄物処理委託基準についての取扱い

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 2 第 4 号に規定する委託契約書の記載事項のうち、同号ホについては、最終処分の場所の所在地等の記載に代えて、中間処理後の廃棄物は当該中間処理を委託した道路管理者等が引き取る旨を記載すること。

2 産業廃棄物管理票についての取扱い

1に従って中間処理のみを委託する場合、産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）については、以下のとおり取り扱うこと。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の21第1項に規定する管理票の記載事項のうち、第8号については、最終処分を行う場所の所在地に代えて、中間処理後の廃棄物は当該中間処理を委託した道路管理者等が引き取る旨を記載すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第5項の規定による最終処分に係る管理票の送付は不要であること。

(参考)

<事案の概要>

- (1) A県B市では、市道の側溝清掃を直営で行っており、その際に発生する汚泥の処理を中間処理業者（脱水）に委託していたが、放射性物質に汚染されているために中間処理後の廃棄物の最終処分先が確保できず、汚泥の処理委託ができない状態となっており、そのために市道側溝の清掃そのものの発注ができない状態が続いている。
- (2) B市では、市道側溝の清掃を再開しても、除去した側溝汚泥の保管を継続せざるを得ないことから、より安定した性状とした方が生活環境への影響を軽減できると考え、中間処理後物を市が引き取ることを契約で明確にした上で、脱水処理のみを中間処理業者に委託することを検討した。
- (3) 環境省としては、中間処理後の廃棄物の処分について排出事業者が責任を持つことが明確であること、中間処理のみの委託が生活環境保全上の支障をより軽減するものであることから、このような事例での委託契約の取扱い等について明確化した。